

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

小山市監査委員 藤 沼 千 春

小山市監査委員 小 川 一 久

小山市監査委員 関 良 平

記

1. 監査対象

市民生活部	大谷出張所	寒川出張所	
保健福祉部	桑保育所	絹保育所	中久喜保育所
教育委員会	小山第三小学校	大谷北小学校	下生井小学校
	豊田北小学校	中小学校	羽川小学校
	小山第二中学校	大谷中学校	豊田中学校
	桑中学校	絹義務教育学校	
	大谷公民館	寒川公民館	

2. 監査期日

令和2年5月11日・15日・20日・27日

3. 監査の主眼点

あらかじめ提出を求めた令和元年度の資料と関係帳簿及び証ひょう書類を主体として照査検討し、かつ関係職員の説明を聴取して、その執行状況から財務に関する事務の効果と適法性について監査を実施した。

4. 監査の結果

総括的にその執行状況は概ね良好なものと認められた。